

浄化槽設置の際は 補助金をご利用ください

浄化槽設置の補助金制度がございますので、是非ご利用ください。
高度処理型合併処理浄化槽を設置して、行方市の豊かな自然環境を次の世代に残していきましょう！



令和8年度 補助内容

対象の浄化槽	条件等	補助限度額	
高度処理NP型合併処理浄化槽 窒素・りん除去型(NP型) BOD 10mg/ℓ以下 総窒素濃度 10mg/ℓ以下 総りん濃度 1mg/ℓ以下	新築	5人槽	1,002,000円
		7人槽	1,329,000円
国土交通大臣型式認定浄化槽	単独処理浄化槽・ くみ取り槽からの転換 (入れ替え)	10人槽	1,585,000円
		5人槽	1,251,000円
		7人槽	1,640,000円
		10人槽	1,996,000円

単独処理浄化槽・くみ取り槽からNP型浄化槽への転換の場合

トイレ便槽(くみ取り槽)撤去工事費用	補助限度額 120,000円
単独処理浄化槽撤去工事費用	補助限度額 150,000円
宅内配管工事費用	補助限度額 330,000円

一般住宅の場合

5人槽 140㎡未満の住宅
7人槽 140㎡以上の住宅
10人槽 2世帯住宅

※原則として、住宅の延床面積により浄化槽の大きさが決まります。

※工事費用が限度額未満のときは、実際の工事費用分の補助となります。

対象地域・対象者

- ・公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除く行方市全域となります。
- ・事業区域内において、現に使用している住宅等の所有者、又は建築中、建築しようとする建築主の方を対象とします。(専用住宅・事業所・店舗等、10人槽までが対象となります)

注意事項

- ・税金を滞納している場合は対象外となります。
- ・浄化槽設置工事は、市より補助金交付決定通知を受けてからの着工となります。
- ・申請場所の地名地番において、既に合併処理浄化槽を使用している場合は対象外となります。
- ・受付期間は、令和8年12月25日までとなります。
(※補助予定基数に達した時点で、受付は終了させていただきます。HP、TELにて確認してください。)
- ・工事業者が1日当たりに申請できる件数を、1社当たり5件までとさせていただきます。
(※紙申請・電子申請合わせて5件まで。超過分は翌日以降に申請してください。)
- ・交付決定から3か月以内に中間検査を実施してください。



詳しい内容については、
市HPをご覧くださいか、
環境課まで
お問い合わせください。



電子申請は
こちらから→



行方市役所 環境課

(北浦庁舎 1階)

住所 行方市山田2564-10
電話 0291-35-2111